



会報



第40号

平成30年2月

平成29年度 多面的機能支払中国四国シンポジウム in 志国高知

鳥取県農地・水・環境保全会 支援員 小林 孝規



坂井中国四国農政局長 挨拶

1月25日(木)高知県立県民文化ホールで中国四国シンポジウムが開催され、鳥取県からは25名が参加しました。

開会挨拶後の基調講演では、高知大学玉里教授から「協働のチカラで地域が変わる」と題して講演があり、農村を知ることは日本社会の基礎を知ることにつながることで話されました。その中で「共同」と「協働」の違いに触れられ、一緒(共同)に関わる「共同」も必要だが、これからは複数の主体が力を合わせる「協働」が大事になってくる。また、これらを実践する上で組織として必要なことは、「考えることを止めない」「あきらめない」「現状に満足しない」で、常により良くする工夫を考えて欲しいと強いメッセージが投げかけられました。

その後の事例発表では、中国四国農政局長最優秀賞を受賞した本県の門田地区農地・水・環境保全会(湯梨浜町)が映像を交え、昭和50年代には80戸以上あった農家が概ね半減したが稲作に関しては認定農業者への集積が進んでいること。また、「田んぼの学校」と称して、昔ながらの農業や農村文化を子ども達に伝承していることなどの報告を行い、会場内の出席者は興味深げに耳を傾けていました。

また、同賞を受賞した山口県の俵山地域農地・水・環境保全管理協定運営委員会(長門市)では、市民協働による加工品の開発、地域高齢者への弁当配達、休耕田を利用した33,000本のシャクナゲ園の整備等で多くの観光客を迎えていること。開催県を代表した高知県の日高村水と環境を守る会(日高村)では、「シュガートマト」を使用したオムライスで「日高村オムライス街道」を売り出していること等の報告があり、いずれの事例も地域の皆さんが地域農業や農村の未来を真剣に考え、具現化した賜であると感じました。



門田地区農地・水・環境保全会の発表

来年度のシンポジウムは鳥取県で開催されます。県内で活動されている皆さんと一緒に盛り上げていきたいと思っておりますので、多数の御参加を心からお待ちしています。

自己評価は終わりましたか？

活動組織のこれまでの活動を振り返り、活動の実施状況や成果、活動による地域の変化等を点検することにより、今後の効果的・効率的な活動につなげていくことを目的に、平成26年度以降に認定又は再認定（県内活動組織のほとんどが、平成26年度に再認定されています。）された、農地維持支払、資源向上（共同活動）支払の多面的機能の増進を図る活動に取り組んでいる活動組織は、2年目と4年目に自己評価を実施することになっています。

該当する活動組織には、市町村担当者から連絡が入っていると思いますが、本年度中に自己評価を実施するようにして下さい。市町村が聞き取りする場合に、支援員が立会させて頂くことがありますので、その際には困りごと等お気軽にお尋ねください。

活動組織からのQ & A

Q. 市町村担当者から、この活動は出来るが、その活動は出来ないと言われました。何に書いてあるのでしょうか？

A. **どんな活動が出来るのかは、「多面的機能支払の実施に関する基本方針（要綱基本方針）」に記載されています。**市町村によっては、活動組織用に印刷配布されている場合やUSBで報告様式と一緒に提供されています。各市町村担当者へお問い合わせ頂くか、協議会支援員へお願いします。また、協議会のホームページからダウンロードしていただくこともできます。（<http://www.totirengogonet.or.jp/kyogikai/yoshiki/yoshiki.html>）

Q. 平成30年度に認定期間が終了する活動組織です。現在、農地維持活動、資源向上（共同活動、長寿命化）に取り組んでいます。平成31年度からは、農地維持活動のみ続けていくことをすでに決めています。本年度、経理の一本化をしていますが、平成30年度に残金が発生した場合は、どのようになるのでしょうか？

A. **経理の一本化をしても長寿命化の交付金を農地維持活動、共同活動に使うことは許されていません。従って、長寿命化の交付金が残っていれば、返還して頂くこととなります。**（振込に係る手数料は、交付金から支出できません。）残金が発生しないよう区内を再度点検等して頂き、老朽化した施設の補修・更新に使って下さい。あるいは、以内申請（交付金を満額交付してもらうのではなく、必要額を交付してもらうこと）ができますので、市町村担当者にご相談下さい。

Q. 「『地域資源保全管理構想』を提出して下さい」と市町村担当者から言われました。どんなものなのでしょうか？

A. 『地域資源保全管理構想』は、**農地維持支払に取り組んでいる活動組織が認定終了年度まで（又は、活動開始から5年以内）に作成し、市町村に提出しなければなりません。**雛形がありますので、市町村担当者へお問い合わせください。

どんな些細なことでも結構です。お気軽に、支援員にお尋ねください。

	問 合 先	支援員	電話番号
東 部	水土里ネットとっとり(協議会事務局)	小林 孝規	0857-38-9500
中 部	水土里ネットとっとり倉吉事務所	前田 秀穂	0858-47-0055
西 部	水土里ネットとっとり米子事務所	種田 順治	0859-32-9710